

Q&A

・申請について

Q 小学6年生ですが、利用できますか？

A 対象は小学6年生までなので、利用できます。

Q 妻は自宅で内職をしています。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは、保護者等が仕事等にて家庭を留守にする方が対象となります。自宅にて内職をしている場合は、家庭での保育が可能となりますので、利用できません。

Q 祖父母と同居しています。両親は共働きで、祖父母は畑仕事を行っており、児童の帰宅時間に留守になることが多いです。放課後児童クラブを利用できますか？

A 祖父母が農業で生計を立てており、家庭での保育が出来ない場合は利用できます。しかし、家庭菜園の場合は、保育が可能と思われるので、利用できません。畑仕事の時間を児童の帰宅時間までにさせていただくなど、ご家族での保育に努めていただきたいと思います。

Q 町内に、祖父母が住んでいます。同居、隣接もしていないので、放課後児童クラブを利用できますか？

A 保育に協力していただけるのであれば、利用はご遠慮頂きたいです。まずは、ご家族等で児童の保育が行えるかをご検討ください。保育が出来ない場合は申請可能です。

Q 自営業で、自宅兼事務所です。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で児童が過ごすことができると思われるので、利用はご遠慮ください。どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面にて提出してください。

Q 祖父母と同居していますが、子どもを預けるのは負担になります。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは、留守家庭の児童をお預かりする制度です。ご家族で相談いただき、自宅で保育をお願いします。どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面にて提出してください。

Q 妻は専業主婦ですが、実父(別居)の介護に毎日出かけます。放課後児童クラブを利用できますか？

A 介護のため、児童の帰宅時間に留守となってしまう場合は利用できます。

Q 母親が妊娠中です。出産後8週間が経過すると、放課後児童クラブから退室しなければなりませんか？

A 出産後8週間を経過し、育児休暇等で自宅にいる場合は、家庭での保育が可能となり退室していただきます。

Q 利用申請は、先着順ですか？

A 締め切り後、審査を行います。先着順ではなく、利用優先度を審査します。

Q 申請締め切り後の申請は受け付けてもらえますか？

A 申請締め切り後の申請の受付は行いません。

Q 申請書は各教室へ提出しても良いですか？

A 申請書の受付は教育委員会のみとなります。

Q 年度途中での利用形態(通年から長期)の変更はできますか？

A 初回に申し込み時点の利用形態からの変更は出来ません。

Q 年度途中で家族の状況や仕事を変えたりした場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 勤務先が変わった場合は、新しい職場での就労証明書を提出してください。勤務態勢が変わったり、退職したりするなど、教室を利用する要件に満たなくなった場合は、退室していただきます。

Q 現在働いていませんが、4月から就職します。就労証明書を提出出来ませんが、どうしたら良いですか？

A 就労証明書に就労予定として、就労先から証明書を作成してもらってください。

Q 申請の結果は、いつ頃届きますか？

A 申請締め切り後、審査を行いますので3月上旬頃に送付させていただきます。

・開設について

Q 開室時間までにお迎えに行けません。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは午後6時30分までですので、お迎えの時間は必ず守ってください。

Q 仕事が終わり、午後5時には帰宅します。午後6時30分まで預かってもらえますか？

A クラブは開室していますが、仕事を終えられたらお迎えをお願いします。

Q 土曜日学校があり、月曜日が振替休日となる場合、クラブは開設しますか？

A 振替による学校休業日は1日開設します。1日となりますので、お弁当の準備をお願いします。

・利用料について

Q 母子家庭です。利用料の減免は受けられますか？

A 輪之内町留守家庭児童教室の負担金に関する規則に減免対象者が記載されております。該当であれば申請していただけます。

Q 1回も利用しなかった場合、負担金は掛かりますか？

A 1回も利用されていない場合でも、負担金は掛かります。また、日割り計算も行いません。